

■東京都農林・漁業振興対策審議会農業部会（第2回）

日 時：平成23年7月14日（木）午後2時00分から

場 所：東京都庁第一本庁舎33階 特別会議室N6

《 開 会 》

【事務局】 それでは、定刻の前ではございますが、皆様がお集まりなので、ただ今から、東京都農林・漁業振興対策審議会農業部会を開催いたします。

委員の皆さまにおかれましては、ご多忙の中、また猛暑の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、議事に入ります前に、本日の委員の皆さまの出席状況についてご報告をさせていただきます。農業部会総数11名中10名の委員の方々がご出席をされておりますので、東京都農林・漁業振興対策審議会条例第9条第1項の規定によりまして、本部会は有効に成立をしておりますことをご報告いたします。

次に、配布しております資料についてご案内をさせていただきます。上から「農業部会次第」、「委員名簿」、「座席表」、「審議スケジュール」、それから右肩に資料1と打っております「第1回農業部会補足資料」、資料2と打っております「東京農業の振興方向について（素案）」、そのほかに参考資料といたしまして、別とじの資料と、それから前回の第1回の農業部会の資料をファイルとじしたものをお手元にお配りをしております。不足のほどありますでしょうか。

《 委員紹介 》

【事務局】 （事務局より前回欠席の波多野委員を紹介）

なお、志村委員におかれましては所用により欠席でございます。それでは、この後の議事進行につきましては後藤部会長にお願いをしたいと存じます。後藤部会長、どうぞよろしく願いいたします。

《 議 事 》

【後藤部会長】 こんにちは。前回活発な議論をしていただきました。第2回目も引き続き審議が滞りなく円滑に進みますように皆さまのご協力をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速次第に従って議事を進めさせていただきます。

まず最初に、本日の議題の第2、議事に入りたいと思います。本日は、東京農業振興の方向ということでご議論をいただくこととなりますが、その前に前回の部会でいくつかの資料要求がありましたので、その補足資料の説明からお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(1) 第1回農業部会補足資料の説明

【事務局】 事務局よりご説明をさせていただきます。

それでは、第1回の農業部会で要求がありました資料の説明と、また委員からのご質問に対しまして説明の不十分だった点につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、資料の1をご覧くださいと思います。中山委員から要求がありました3点の資料につきましてご説明をさせていただきます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。マップに農業施策の状況を落として、地域性を把握して農業政策を考えていく参考にしたいということで、地域別農業振興施策の概要について要求がございました。1ページにそれを作成してございます。ここでは東京都を多摩と区部、また山村、島しょ、この四つのエリアに分類しております。各エリアはそれぞれ特徴ある農業が行われております。

まず、多摩エリアでございます。東部は全域が市街化区域となっており、生産緑地を中心に都市農業が活発に行われております。多摩エリアの西部は、市街化区域と市街化調整区域が混在している地域でございます。主な農業振興施策は、市街化区域の中では都市農業経営の育成支援ということで、農業体験農園の整備やハウスの整備など、様々な施設整備支援等の取り組みを行っております。また、農業・農地を活かしたまちづくりに対する支援、また農地防災協定促進がこの地域で行われております。調整区域につきましては、農業振興地域も抱えており、農道とか農業用水施設などの農業生産基盤を支援しているほか、この地域には遊休農地が見られることから、農地の再生支援の取り組みを行っております。やはり市街化区域と市街化調整区域では施策に大きな違いがあるということでございます。

多摩エリアの横に区部エリアがございます。区部も、当然ながら都心部では農地が存在せず農業空白地帯と書いてございます。農地は、区部周辺部に存在しており、都市農業が活発に行われております。これもすべて市街化区域でございます。区部エリアの東部、足立区、江戸川区、葛飾区などは施設化が最も進んでおり、少ない農地を高度に利用した集約的な農業が展開されております。また、練馬区、世田谷区等の西部では、直売、また農業体験農園など都民との交流型農業の展開が活発に行われております。主な農業振興施策につきましては、多摩の市街化区域の施策と同様に、都市農業経営の育成支援、農業・農地を活かしたまちづくり、農地防災協定促進等、こうした取り組みが行われております。

左下の山村エリアにいきますと、特徴的には斜面に小規模な畑が点在している地域でございます。奥多摩のワサビとか青梅の梅、こうした観光との連携や、特産品を使った加工品開発などによって、地域の活性化を目指している地域でございます。主な農業振興施策につきましては、やはり農業生産の基盤整備、その他、山村振興支援、また農作物の獣害が発生している地域でございますので、獣害防止対策、こうした取り組みが行われております。

また、島しょエリア。こちらも非常に特徴のある地域で、農地の多くは防風林に囲まれた小規模のものでございます。台風被害など過酷な自然条件にあります。またその一方で、温暖な気候を活かして、花き類や特産のアシタバなどの栽培も盛んである地域でございます。ここも、まだまだ基本的な農業生産基盤の整備が必要な地域でございます。こうした取り組みのほかに、山村振興支援、また、島しょ地域には遊休農地も非常に多くありま

すので、農地の再生支援、農作物獣害防止対策支援、こうした取り組みが行われております。特に島しょは大島から小笠原まで、それぞれ非常に特色のある農業が展開されております。

右のほうには施策の概要が出ておりますので、これは後で目を通していただければと思います。

ページをめくっていただきまして、農業経営の法人化の問題について資料要求がございました。2ページに、農業経営の法人化のメリット・デメリットを整理しております。法人化のメリットとして、そこに5点挙げております。また法人化に伴うデメリットとして3点挙げておりますが、これは後ほどご覧になっていただきたいと思います。結論から申しますと、ある程度経営規模が大きくないと、メリットがなかなか出てこないのではないかと考えております。

次に、3ページをご覧いただきたいと思います。ここに農業生産法人への農地提供方法と課税との関係を整理しております。これも、法人に売り渡した場合、現物出資した場合、貸し付けた場合について整理をしております。

ここも結論を申しますと、東京の市街化区域の場合につきましては地価が非常に高い、また貸付地が相続税の納税猶予の対象にならない、また、そもそも農業経営基盤強化促進法という法律の中で貸し付けの対象外になっているという制度上の問題がありまして、農業経営の法人化は、税制の関係から市街化区域内では困難性があるという状況の説明でございます。

次に、家族協定につきましても若干触れられておりましたので、ここに家族経営協定についての資料を提示させていただいております。一番上の所に、家族経営協定とは、家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り組めるものである、という説明がございます。

一番下のほうに認定農業者制度との関係が書かれております。家族経営協定を締結している家族の場合は、協定を締結している家族、例えば旦那さんと奥さま、また子どもさんとか、家族も同時に認定農業者になることができます。

その下に認定農業者の説明が書いてありますけれども、認定農業者になりますと経営改善計画の達成に向けて、さまざまな支援措置を受けることができます。例えば、東京都では都市農業経営パワーアップ事業とか融資制度などを通じて支援を行っているところでございます。

次に、もう一つ中山委員から自給的な農家のお話がありました。平成12年の農業センサスから農家を販売農家と自給的農家に分類しております。平成12年から突然自給的農家という記述が表れますので、そこで自給的農家がかかなり増えているようなイメージを持たれるかもしれませんが、平成12年度の農業センサスから新たにそういう分類がなされたということでございます。そして、各種調査につきましては、主として販売農家を対象に行っており、自給的農家のデータについてはあまりとれないという状況でございます。ちなみに平成22年度の東京都の自給的農家の割合、これは前回資料を見ていただきましたけれども48%でございます。全国の割合が35%でございます。一方で、大阪ですと60%、神奈川が47%。このように、都市部で自給的農家の割合が高いという傾向にございます。

次に、前回の部会で委員からのご意見に対し回答が不十分だった点につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、野見山委員から、この10年の農業施策について、農業者だけでなく都民から点検

と評価を受ける必要があるのではないか、また中山委員から、農業振興プランに対する都民からの評価の仕方について、あらかじめ決めておくことを検討したらどうかと、都民からの評価の問題についてご意見を頂きました。

この点につきましては、もう既に先日、矢野委員にご相談させていただいておりますけれども、今後、消費者団体などの皆さんと都の農業政策について意見交換をすることを検討していきたいと思っております。また都政モニターアンケートを積極的に活用しまして、都の農業政策について都民の意見を聞くことを検討していきたいと考えております。以上でございます。

【後藤部会長】 ありがとうございます。第1回目に委員の方から要求のありました資料の説明と補足説明をいただきましたけれども、何かご質問等がありましたらよろしく願いいたします。よろしいですか。

(2) 東京農業の振興方向について

【後藤部会長】 それでは、これから東京農業の振興方向についてご議論をいただきたいと思えます。資料は相当ボリュームがありますが、前後して関係しているところもありますので、説明するほうも聞くほうもちょっと大変かもしれませんが、説明は一括して全部実施していただき、内容は大きく三つに分かれていますので、三つに分けて議論をするというかたちで進めさせていただきたいと思えます。

それでは、説明をお願いいたします。

① 東京農業の振興方向についての事務局説明

【事務局】 それでは、東京農業の振興方向の素案につきましてご説明をさせていただきます。資料2をご覧くださいと思います。若干ボリュームがありますが、通しで説明をさせていただきます。

まず、1ページに振興方向の体系が記載されています。三つの大きな柱立てです。まず、「東京農業の産業力強化」、また、「都内産農産物の安全・安心の確保と地産地消の推進」、さらに、「豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献」でございます。それらの大きな柱の中で、それぞれ四つずつの振興方向を示しておりますが、この柱立てを含めましてご意見を頂ければと思っております。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思えます。まず1つ目の大きな柱、「東京農業の産業力強化」でございます。

まず、1つ目の大きな柱のうち、一つ目の振興方向が、「東京のポテンシャルを活かした魅力ある農業経営の育成」ということで、経営対策でございます。1200万人の都民を抱え多様な産業が集積する東京の活力と潜在能力を最大限活かし、農業者それぞれの個性ある東京スタイルの経営展開を目指すという基本方向を示しております。次に、三つの方向を示しております。一つ目が、「大消費地東京の有利性を活かした収益性の高い農業経営の育成」でございます。これは新技術の導入や施設化などによる生産力の強化、農業と加工、農業とサービスを組み合わせるなど、経営の多角化による経営拡大を目指すとしております。二つ目の方向が、「将来を見据えた都民ニーズの開拓による新しい農業経営の育成」と

いうことで、将来の都民のライフスタイルや東京の将来像を先取りした新しい東京スタイルの経営モデルを育成していくとしております。三つ目の方向が、「地域農業の生産力強化と農商工連携の推進」ということで、商店街での地場農産物の販売や農産物を材料としたお菓子の販売、農業体験や農産物の直売を観光資源として積極的に活用するなど、農商工連携を推進するとしております。

次に、二つ目の振興方向が、「東京オリジナルの商品開発とブランド化の推進」ということで、農産物の高付加価値化についてでございます。消費者ニーズを捉えた東京ならではの新たな農産物の品種開発や新商品の開発を進め、農業経営の高付加価値化を目指すという方向を示しております。この中で、一つ目の方向「地場農産物を活用した加工品等の新商品の開発」では、農業者や企業からの相談窓口を開設、また新商品開発に向けた相談、試作のための施設開放、加工技術支援、加工施設の整備、流通支援などを総合的に展開していくとしております。また、二つ目の方向、「東京ブランドや地域ブランド農産物の育成」では、東京独自の商品性の高い東京ブランド農畜産物の研究開発や江戸東京野菜のブランド化、また各地域の個性豊かな農産物や加工品のブランド化を進めるとしております。

次に、3ページでございます。三つ目の振興方向ですが、「東京農業を支える意欲ある担い手、多様な担い手の確保・育成」ということで、ここは担い手対策でございます。まず、新規就農段階から高度な技術・経営の展開に至るまでの一貫した研修などの支援体制を整備して、意欲と経営者マインドあふれる農業者を育成いたします。また、農業参画に意欲的な都民や企業などを東京農業の担い手として確保・育成していくという基本的な方向を示しております。この中で、一つ目の方向が、「経営感覚に優れた農業経営者の育成」ということで、経営改善計画の作成や、その実現に向けた取り組みについて総合的に支援、また企業の経営のためのセミナーの開催などを通じて、農業経営者を育成していくとしております。二つ目の方向が、「新規就農から定年就農までの農業後継者の育成」ということで、これは東京の農業の特徴でございますが、さまざまな世代が新規就農しております。こういう就農状況の特性に対応するために、それぞれの経歴や技術レベル段階に応じたきめ細かな研修制度により、農業後継者を育成していくとしております。三つ目の方向が、「農業参画に意欲ある企業や都民など幅広い担い手の活用」ということで、農業への参画を希望する都民や企業に対する相談窓口を開設いたしまして、情報提供・相談・新規就農に向けたコーディネートなどを総合的に行いまして、農外からの人材を東京農業の担い手として確保・育成していくとしております。

次に、四つ目の振興方向、「農業生産基盤の整備と農地の利活用の促進」でございます。これは先ほど地域別の施策でもご紹介しましたように、農業振興地域や山村地域、島しょ地域、都市地域、それぞれ農業・農地のおかれている環境が異なっております。このためこうした各地域の特性を踏まえたきめ細かな農業生産基盤の整備を実施するとともに、耕作放棄地の解消と農地の利活用の促進を図っていくという基本方向を示しております。この中で、一つ目の方向が、「地域の特性を活かした農業生産基盤の整備」ということで、それぞれの地域のおかれている環境に柔軟に対応した農業生産基盤の整備を実施していきます。また都市地域では、小規模区画整理や生産緑地の基盤整備などを実施していくとしております。次に4ページをお開きいただきたいと思います。これが2番目の方向として、「耕作放棄地の解消と農地の利活用の促進」でございます。これは低利用の農地や耕作放棄地を、経営規模拡大を目指す農業者、新規参入者が有効活用するために、農地と担い手のマッチングの推進、耕作放棄地の再生支援、農作業受委託制度の充実、また農地の利活用の推進団体として市町村における農地利用集積円滑化団体、これは今回農地制度の改正

がありまして新たな制度として出てきたものでございますけれども、これの設立など行い、関係機関が一丸となった体制を大きな仕組みとして再構築して強化していくという方向を示しております。

次に、5ページでございます。2つ目の大きな柱、「都内産農産物の安全・安心の確保と地産地消の推進」でございます。

まず、一つ目の振興方向でございますが、「農畜産物の安全・安心の確保の充実強化」でございます。ここでは、都民の健康な生活を確保するために、安全・安心な農畜産物の生産のための各種制度を検証し、生産者・消費者双方に最も効果的な対策を推進するとともに、都内産農畜産物の安全に関する情報を分かりやすく発信するという方向を示しております。この中で、一つ目の方向が、「安全・安心を確保した農畜産物の生産」ということで、生産情報の公開の制度や、GAP とありますけれども、これは農作業ごとに適切な管理基準を作成して実践する仕組みでございますけれども、これらの食品の安全・安心を確保するための制度を積極的に導入することとしております。次に、「農畜産物の安全性に関するモニタリングの強化」ということで、農薬の適正使用や飛散防止の徹底を図るとともに、定期的なモニタリング調査による残留農薬、また放射能汚染のチェックなどを強化していくとしております。三つ目の方向が「農畜産物の安全性に関する情報発信」では、東京都で取り組んでいる安全性に関する各種制度、農薬に対する正しい知識など、安全性に関する情報を都民に分かりやすく発信していくとしております。

次に、二つ目の振興方向は「都内産農産物の地産地消の推進」でございます。これは都民の都内産農産物を求める声に応えるとともに、各地域の農産物の販売促進を支援するために、多摩地域、島しょ地域、都心部などを結ぶ東京をエリアとした都内産農産物の地産地消を推進するという方向を示しております。この中で、1番目の方向、「都内産農産物の地産地消のネットワークづくり」ということで、農産物の地元での地産地消に加えまして、東京をエリアとした農産物の地産地消を推進するために、販売拠点づくりやJA直売所や商店街との連携など、さまざまな流通システムについて検討して、地産地消のネットワークを整備していくとしております。二つ目の方向として、「都内産農産物の消費分野の拡大」ということで、都内産農産物に対するニーズを開拓しまして、農産物直売所や量販店、生協、飲食店、学校給食など、さまざまな消費分野への供給システムを整備していくとしております。三つ目の方向が、「都内産農産物の消費拡大」ということで、都民に生産・販売、また料理方法などのさまざまな情報を発信していくこととしております。

三つ目の振興方向が、「環境に優しい農業の推進」でございます。IPM技術とありますけれども、これは化学合成農薬のみに依存しない病虫害の防除方法をいいますが、こうした技術のさらなる普及や東京型有機農業の推進、堆肥を活用した土づくりなど、生産性を確保しつつ環境への負荷を極力抑えた環境に優しい農業の推進を図るとしてしております。この一つ目の方向が、「環境保全型農業の推進」ということで、IPM技術導入に必要な施設整備への支援を行うということとしております。二つ目の方向が、「環境保全型農業推進のための新たな認証制度の創設」でございますが、ここでは環境に優しい農業に取り組む農業者に対する東京都独自の新たな認証制度を創設するとしております。

四つ目の振興方向は、「植物防疫・家畜防疫対策の強化」でございます。これは、農畜産物の生産に甚大な影響を及ぼす植物病害や家畜疾病、獣害の発生に対する危機管理体制を強化して、農業者が安心して農畜産物を生産することができる体制を整備・強化するという方向を示しております。その中の一つ目の方向が、「農産物を安心して生産できる環境の整備」ということで、農作物病虫害等の発生を事前に予測する発生予察の精度向上、ま

た効果的な情報発信、現地指導の徹底、また病虫害の発生を最低限に抑える施設整備支援、PPV、これは今、青梅などで梅で発生している重要な病害でございますが、PPV等の迅速な対応ができる体制の整備、こういったものを進めるということを記載しております。二つ目の方向が、「畜産物を安心して生産できる環境の整備」ということで、近年国内外で問題になっております高病原性鳥インフルエンザとか口蹄疫などの家畜伝染病対策、あるいは農場における家畜衛生管理の徹底と現地指導、診断業務強化、また農場における疾病発生のリスクを低減するための防疫施設整備、こういったものを促進するとしております。三つ目の方向は、「農作物の獣害防止対策」といたしまして、計画的な獣害防止策と鳥獣保護の両立、効果的な獣害防止のための現地指導と事業効果の検証を強化するとしております。

次に、7ページでございます。三つ目の大きな柱で、「豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的な貢献」でございます。

まず、一つ目の振興方向が、「農業・農地を活かしたまちづくりの推進」でございます。これは、農業・農地をまちづくりの中にしっかりと位置付けて、東京農業が持つ多面的な機能をいっそう開拓・発揮して、豊かな都民生活と快適な都市環境に積極的に貢献していくとしております。このため農地の保全に最大限に努めるとともに、とりわけ東日本大震災を契機とした都民の防災意識の高まりの中で、農地の持つ防災機能をいっそう発揮して、安全・安心なまちづくりに貢献していくという方向を示しております。この一つ目の方向は、農業・農地の多面的機能を活かしたまちづくりの推進ということで、都が平成20年に策定したガイドラインを踏まえて、まちづくりに取り組む自治体や農業団体などを支援していくとしております。二つ目の方向が、農業体験農園や観光農園などの開設の推進ということで、農業体験農園、市民農園、観光農園などの開設を推進するとともに、援農ボランティア制度の充実を図っていくとしております。三つ目の方向が、福祉保健分野に貢献する農業の展開ということで、高齢者のための農園とか障害者等の機能回復、職業訓練と農業分野での雇用のマッチング、また農業の持つ医療効果の発揮など、福祉・医療分野への農業の展開を推進するとしております。四つ目の方向が、「農業・農地を防災拠点の一つとする取り組みの推進」ということで、災害時に農地を一時避難場所とか仮設住宅用地として活用するための、自治体と農業団体等の間の協定締結を推進するとともに、防災兼用農業用井戸の設置を推進するとしております。五つ目の方向が、「農地の保全と美しい農の景観の提供」ということで、都市地域においては生産緑地の追加指定を積極的に推進する、また農業団体や農業者と協力して、美しい農の景観の提供に努めていく。また、東京に残された貴重な里山、水田をできる限り保全していくこととしまして、そのための小規模な農道の整備や農業用水の保全に努めていくとしております。

次に、8ページをご覧くださいと思います。二つ目の振興方向が、「都内産農産物や農業体験を通じた食育の推進」でございます。これは、都民の身近にある東京農業とのふれあいや、東京産農産物の学校給食への提供などを通じて、食育を推進していくという方向を示しております。

これの一つ目の方向が、「都内産農産物の学校給食への提供による食育の推進」ということで、都内産食材を使った食育の推進を図るため、安定的に学校給食に提供できるような仕組みを整備するとしております。二つ目の方向が、「子どもたちの農業体験学習の推進」ということで、都と区市町村、JA、学校と農業者などが連携して、子どもたちの農業体験学習が推進できるような仕組みの充実を図っていくとしております。三つ目の方向が、「都内産農産物に関する幅広い情報発信による食への理解促進」ということで、東京特産野菜に関する伝統文化や料理などを幅広く紹介するなど、幅広い情報を都民に提供して、食と

農に対する理解促進を図るとしております。

三つ目の振興方向が、「東京産緑化植物で都市緑化を推進」でございます。東京は全国有数の植木の産地であり、花き園芸についても東京農業の重要な位置を占めております。このため、こうした都内産の緑化植物で東京の緑化を推進する「花と植木の地産地消」を進めて、生産現場の緑と緑化現場の緑の両面で東京の緑の確保と創出に貢献していくとしております。具体的には、「花と植木の地産地消の推進」として新樹種、新品種、新商品を研究・開発するとともに、これらを積極的に提案して商品の拡大を図っていく、また、都内産緑化植物を都の公共事業等で積極的に活用する。また、生産販売情報の発信や、流通拠点の整備を含めた流通システムの充実・強化、「緑育」「花育」といった新たな取り組みなどを行っていくこととしております。

9 ページでございます。四つ目の振興方向が、「東京農業の情報発信と都民との交流の促進」でございます。東京農業に関する情報発信の強化を図って、こうした情報に基づく豊かな都民生活の実現や、農を通じた人の交流による地域の活性化を目指すとしております。

ここの一つ目の方向が、「都民への東京農業に関する情報発信の充実」ということで、農産物の共同直売所を地域農業の情報発信の拠点とする。またウェブサイトや情報誌、さまざまな媒体の活用、また、農業体験農園や観光農園に関する情報、都内産農畜産物の生産・販売情報などを積極的に提供して、農を取り入れた豊かなライフスタイルを提案するとしております。二つ目の方向が、「都民と東京農業との交流の活発化」ということで、山村地域、都市地域、島しょ地域など都内各地域の農業関連情報を提供して、東京の各地域間の農を通じた人の交流を活発化し、地域の活性化を促進するとしております。三つ目の方向が、「都民とともにつくり育てる東京農業の仕組みづくり」でございます。都民の都市農業に対する理解を促進するのと併せて、東京農業や都の農業政策について、都民や農業者、行政が一緒になって意見交換をする機会の充実や都政モニターアンケートの活用など、都民とともにつくり育てる東京農業の仕組みを充実するとしております。

以上、少し長くなりましたが、全体の説明をさせていただきました。

また、この本文の後に用語説明が付いております。さらに、それとはまた別冊で資料編がございます。本素案の参考事例などの資料がとじられておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

以上で説明とさせていただきます。

② 東京農業の振興方向（Ⅰ 東京農業の産業力強化）についての審議

【後藤部会長】 ありがとうございました。

それではこれからご審議をいただきたいと思いますけれども、さきほど申し上げましたように、三つの大きな柱に分かれておりますので、三つの部分に区切ってご議論いただきたいと思います。まず最初に、Ⅰの「東京農業の産業力強化」の部分について、質問、ご意見など自由をお願いしたいと思います。

【小坂委員】 すみません、東京のポテンシャルとある「ポテンシャル」とはどういう意味でしょうか？

【事務局】 「活力」とか「潜在能力」とか「可能性」ということでございます。

【小坂委員】 はい、ありがとうございます。

【野見山委員】 3章の所で、体験農園などが書いてあります。Ⅰ章は「産業力の強化」

としてまとめてあるわけですが、一番最初に、1回目の農業部会の補足説明のところで、東京都の自給的農家は48%いるという話でした。そうすると産業力強化ですくい取れるといいですか、扱う対象の農家は東京都の半分の農家ということになりますよね。

3月11日以降、やはり情勢・状況は大きく変わっております。後段に、農地は避難場所として有効だということを書かれていて大変良いと思いますが、一方で東京農業の自給力というか、東京都の農業・農地は東京都民へ食料をどれだけ供給できるのか、特に災害があったときにどれだけ供給できるのかということもプランに入れる必要があるのではないのでしょうか。自給率は1%、2%という状況だけれど、東京は人口が多いわけですから、品目によっては、何百万、何千万という供給能力があるわけで、その視点から、耕作放棄地を含めて、農家が耕さなければ市民が耕す、また体験農園で野菜を供給するという部分も、やはりきちんとこの新しいプランの中では入れていく、産業力だけではなく、自給力という部分もしっかり入れていったほうがよいのではないかと思います。

【後藤部会長】 今の点は大切な議論なので、少しご意見があったらお願いします。

【横張委員】 私も全く同感なものですから、続けて発言させていただこうと思った次第です。一言で言って、やはり防災ないしは災害対策、特に近い将来に来るといわれている首都圏直下等の、そうした災害に対する対策としての総合的視点というのがぜひほしいなと思いました。ですから、今、先ほどご指摘のような自給できるという話につきましても、年間を通じてならしてしまうとわずか数パーセントという話かもしれませんが、例えば災害が発生した時の初動時の緊急的な食料に対する自給という観点を入れると、実はもう少し数字が大きくなるのではないかと、そうしたことも含めて自給ということを考える必要がある。

さらには、例えば援農ボランティアとか、あるいは市民大学等のこうした取り組みというの、いわば知的なノウハウのストックとして予備軍的な方々を街の中に埋め込んでいくための施策の一つだと思います。有事に際しては、そういった方々が、農家ほどではもちろんないにせよ、しかし一定の労働力として東京農業を支え自給を支えていくことになるといった観点から、それを評価してあげるとか、あるいは市民農園やクライנגルテンのような存在もまさに自給の一環としての備えなんだという観点から考えることも必要ではないかと思います。

さらには、災害時の食料供給の拠点として、最近ではよくコンビニが災害拠点になるということで一定の契約を結ぶケースがございますけれども、それに類したものとして、農家が単なるいつときの避難場所として土地を提供するだけではなくて、有事に際しては食料の供給もしますよといったような契約を結び、その代わり一定の保証をするとか、こういったさまざまなメニューを災害対策という中で総合的に語るといったような部分がぜひとも欲しいと思いました。

ちなみに以前、白石委員にもご協力いただきまして、うちの学生が、市民が畑を耕すといったいどれくらい作物が作れるのかということを実測してみようということで、体験農園で行われている方とか市民農園で行われている方とか、あるいは一般の農家と比較したら、実は数字的には大して変わらないですね。もちろん市民農園で栽培すると質が悪いから、農家で作るものに比べればはるかに質的には劣るけれども、量的に考えると意外に結構そんなに遜色がないという結果にもなりまして、あながち捨てたものでもございません。そうすると、こういうのをうまく災害対策という中に位置付けていくような、そういう視点などもぜひご検討いただけないかなと感じました。長くなりました。

【後藤部会長】 ありがとうございます。はい、次にどうぞお願いします。

【白石委員】 I 章の「東京農業の産業力強化」というタイトルですが、この三つの大きな方向性の中の「産業力」という言葉ですが、先ほど野見山委員からお話があったように、産業力というかたちにして経済行為として考えると、日本の農業全体も同じことが言えると思いますが、産業としての底力というのは、むしろ客観的に工業化社会とか一般社会から見たときには非常に低いものになってしまうと思います。それをわずかでも高めていくことに腐心して専念していくことよりも、もっと社会的な役割としての、例えば「なりわい力」、正業としてそこに生きている力であったり、「地産力」、その土地から生産をきちっとあげていくといったことが大事だと思います。

仮に、今のこの三つのカテゴリーの分け方の中で、「産業力」という中に付加価値の高い農産物を提供する、ということがあるのですが、例えばですけれども、私どもの経験で言うと、キャベツの産地化を進めて一生懸命頑張ってきてきた時代がありました。ある一定のシェアを持っていたのですが、大規模市場へ持っていくと流通業者が待っていて、東京の練馬産は価格が安いので、大阪へ持っていくと市場へ卸すと2割高く売れる。つまり、市場流通品として産業物として販売された物が転送されていって、要するに転送する利益を求めていくものになっていく。市場流通の中ではたくさんそういう経験をしてきました。産地物の半分の価格で買い取られて、大阪へ1,000ケースも2,000ケースも、われわれが東京に卸す前に、10トン車に横積みされて大阪へ行ってしまうような経験をしてきました。ある意味で、産業力の強化がそういう結果になったという事実、これは忘れてはならないことなのかなと思っています。

それから、Ⅲ章の中に、私どもが行っている農業体験農園や観光農園などの開設の推進が、「豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献」とありますが、私どもは東京の農業の一つの、しいて言えば新しい経営、つまり産業力強化の中に農業体験農園というのが私どもの考え方のうえであるわけです。つまり、ただ高付加価値の青森のリンゴだったりサクランボのようなものを作るだけではなくて、ノウハウを提供する新しいアグリビジネスという考え方が、産業という見方で見れば立派なアグリビジネスであると思っています。その結果として、地域の皆さんに豊かで潤いがある環境を提供させていただくような結果になった。私どもは生き残りをかけて、新しいビジネス、農業として体験農園を約20年ぐらい前から考案してやってきたのです。ですから、Ⅲ章の中に未だに入っているということ自体が、私どもとしては非常に残念なことです。都市農業の新しい姿は、こういうかたちの産業力なのですよ、ということを私は申し上げたい。もちろん高い技術を持った稲城のナシであったり畜産であったり、素晴らしい、当然それはそれとして高く評価すべきものであるわけですが、それと並んで都市ならではの産業力、あるいはなりわい力、地産力というのをもう少し幅広く柔軟に捉えていかないと、いつまでたってもカテゴリー別のそれぞれのジャンル分けで終わってしまうのかなと感じています。

【後藤部会長】 はい。他にございますか。

【中山委員】 すみません。一つは、今、白石委員からお話があったので、2ページの1の(2)に「質の高い農業体験施設」と出ておりますけれども、体験農園というものが、技術力を維持しながら都民も参加し都民の関心も培いながら展開されていく農業であるならば、お話があったように、それは、農家の持つブランド力といいますか、都市農業の一つのかたち、白石委員の言葉をお借りすれば、「都市農業に合ったなりわい力」としての姿だということになると思うのです。ただこれは、むやみにやればいいわけでもなくて、こういう方向に行けばいわゆる体験農園というのが農業・農家にとっての経営力みたいなものの育成につながる面もあるし、逆の方向だと負担だけが増えてしまったという話もある

と思います。少し白石委員にお話をしていただきたいのが一つ。

それから、もう一つは、これは事務局のほうにお伺いするのですが、1の(3)でいうところの経営感覚とか新規就農から定年就農とか、いわゆる営農指導的な人材確保というのは、今までは東京都が直接実施されたりJAの営農担当の方を通じて実施してこられたりとかしたと思うのですが、その機関・組織というものがどう働いているかということについて、例えばJAとの関係とか、今後東京都として見直しをする予定があるのでしょうか。今後の方向性、どこが主体となって、東京都が直接実施するのか、あるいはもっと東京都以外の団体といいますか、そういう組織を活用していくつもりなのか、そこをお伺いしたいと思います。

【後藤部会長】 それでは最初に白石委員から答えていただけますか。

【白石委員】 今日は農業会議会長がいらっしゃいますけれども、農業会議のご支援等も頂きまして、私どもの農業体験農園は、発案者が同じで今の加藤義松さんを中心に広がりをつくってまいりました。それで、この1番の産業力の(2)、「質の高い農業体験施設」というのは、まさに農業体験農園がその具体的な姿ではないかと思います。これはやはり、農家が自らの経営として行うことによって、当然そこには所得も生まれ、そして経営としての感覚も生まれる。そして同時に農業の技術力も当然高めていく。それは突出したものを作る技術ではなくて、広くいろいろな野菜を直売型として提供できる技術です。これは、極めて重要な技術なんです。幅広い技術を提供できる、それは100点の野菜を一遍に作るのではなくて、80点の野菜を30種類も40種類も作ることができる技術です。これは大変な一つの大きな技術ではないかなと私どもは考えているわけです。その高い技術を持ち続けて、都民の皆さま、利用者の皆さまには楽しい時間と豊かな実りを提供するという、生産とサービス業を融合したような経営形態でなければならないと思っているわけです。

そのために、私どもは、例えば練馬区ですと農業体験農園開設15軒が集まって、練馬区の農業体験農園園主会というのを構成して、定期的に会議を持ち、勉強会を持ち、つい最近もNHKの解説委員の方をお招きして放射性物質の勉強をしたり、独自に自らの経営、あるいは利用者の皆さんへのサービスを心掛けるための研さんを積んでいるところです。

農業体験農園園主会は、東京都段階にもその団体があつたのですが、この団体に対して全国からの問い合わせが殺到しました。京都や千葉、神奈川、埼玉、九州、福岡県に至るまで体験農園をやってみたいという方が増えまして、昨年からは全国の農業体験農園協会というNPOに成長してまいりました。今では、100軒を超える農家が全国でこの取り組みをしているところです。ですので、体験農園のこのNPO化された組織を一つの柱として、農水省の食料・農業・農村政策審議会、これは私も委員を仰せつかっておりまして再来年まで任期があるんですが、こちらでも評価をいただいているところです。

そういった意味では、この全国のNPOとしての体験農園協会を一つのシンクタンクというか、柱にして、東京都、あるいは各自治体ごとに組織固めをしていって、情報交換と研さんに努めていければと体験農園については考えています。以上です。

【後藤部会長】 それでは、新規参入とか、その辺りのJA等々との関係をお願いします。

【事務局】 東京都では、先ほど申しましたように、新規学卒で就農する方もいらっしゃれば、Uターンで、30代、40代、50代、また定年というかたちで幅広い世代が就農されるというのが特徴になっております。現在そういう方のための一つの施策として「フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー」という研修を、東京都とJAグループで共催し、それぞれ役割分担して行っています。東京都には、農業改良普及センターというのがあり

ます。そこには農業普及指導員がおります。この普及指導員はかなりの高度な専門知識を持っておりますので、専門知識をもって農業者に貢献しようという場合には、やはり普及センターのような指導機関が実施するのがいいだろう。JAの担当する研修は研修生が集合していろいろな講演会を開催したり、先進的な農業者のお話を聞いたりする、東京都とJAのそれぞれ得意分野を発揮した研修を共催というかたちでやっております。今後もそうしたかたちで、専門技術分野は普及指導員、また、それ以外はJAとか、またJAの中にも営農指導員の方がいらっしゃいますので、そうした方と役割分担をしながら進めていければいいのかなと考えています。

【中山委員】 白石委員、ありがとうございました。

それで、JAと東京都直接の営農指導の関係性でお伺いしたのは、一つは、そういう優れた技術というのは、東京都の研究機関みたいな所から提供していくというのがやはり大きいと思うのですが、裾野の広いところという意味ではJAが担ってこられた営農指導の人員的な層だと思うのですが、そういうものがなかなか維持するのが非常に難しくなってきたという話をお伺いしています。そういう面で、当然JAというツールしかないわけではなくて、いろいろなツールがあり得るんだと思います。ある面で、先ほど白石委員からも、100点のものだけでなく、80点のものでも出したらというような話がございましたけれど、オリジナル力といいますか、ブランド力ということで東京ならではの大変優れた先端的な農産物を作るとか、常に現場の農家の方々が質の高いものを生産し続けていくために、なかなか東京1カ所の研究施設のセンターで担い続けるというのは難しい面があると思うんです。そういう面で、今後この項目を残して、あるいは記述していくという点においては、裾野の広い営農指導というものを、東京都としてどう次に打ち出していくのかということの何か方向性、ベクトルが見えてこない、単に言葉だけを掲載したということになりかねないので、そのあたりのご検討も必要かなと思います。また、私どもも可能であれば提案させていただきたいと思います。

それから、あと1点ですけれども、1の(2)の所の「新しい東京スタイルの経営モデル」というのは、これは非常に大事かと思えます。技術としての色々な面も大変大事かと思えますけれども、ファーマーズレストランといったようなもの、あるいは農業と食育の施設との融合、これは具体的に何を意味しているのかちょっとよく分からない面もあるのですが、そうしたものが本当にでき上がって、象徴的なものとして次の10年間の間に確立されてくれば、これはかなり、確立してみなければ分かりませんが、実際の都市農業の存在価値というものを世の中全体に明らかにしていくという点では効果は非常に大きいと思います。

そうした面で、これをもう少し膨らませて、例示することで今後の営農、あまりサービスと言ったらいけませんけれども、一つの方向性として何を目指そうとしているのかということをお明らかにしておく、言葉だけでは分からないので例示等も含めて検討していく必要があるのではないかと考えています。

【後藤部会長】 ありがとうございます。では矢野委員、お願いします。

【矢野委員】 3ページの3に関する部分ですけれども、農業への企業の参入ということが施策の中でも出ていますが、現行の制度の中で今後、企業が新しく農業へ参入して新しい農業の担い手の一つとなるのは、可能性としてどのぐらいと見ていらっしゃるんですか。

【事務局】 先ほどの農業法人のところで少しお話ししたように、市街化区域の中では現在の制度ではなかなか難しいだろうと考えています。その可能性があるのは、おそらく島しょ地域が一番可能性としてはあるのかなと思っています。島しょ地域では、耕作放棄

地が非常に多いという状況、高齢化も進んでいるということで、非常に担い手が不足しているという状況があります。こうした中で、これは例えば可能かどうか分かりませんが、公共事業もなかなか落ち込んでいる中で、地元の土建業者さんとか、そういった会社が農業にも参入してくるとか、またそれ以外にも、いろいろな企業がそこで農業をするということは可能性としてはあるのかなと思います。今後、そのようなことをいろいろ研究しながら考えていきたいと思っています。

【波多野委員】 第1回の時は欠席をしたのですが、きょういろいろ発表を聞きますと、山村地域、それから三多摩、区部、島しょというように、4地域を分類して農業経営のあり方があるということ、確かに的確に東京農業の公益性を表示しておりますが、特に山岳部における鳥獣被害、どんどんシカが増えてこれはもう本当にひどいものです。しかし、市民の中では、鳥獣を駆除することを非常に嫌う人たちも多いわけですから、そういう中で農家が大変苦勞している。鳥獣がどんどん増えて、五日市、奥多摩等は大変苦勞しております。農業があるから山が荒れないので、この点も一つ、東京都の特段のご支援を得ながら何とか山が荒れないようにお願いをしたいと思っています。

それから、三多摩の農業です。私ども八王子においては処分場を残したわけですが、東京都はかつて非常に合理化で、東京都の畜産経営がだんだんなくなりました。処分場を残さないと、農家がブタを飼ったり、複合畜産経営をしなくなります。市民は、処分場がある所へ移ってきたにもかかわらず、「これをどこかへ持って行ってくれ」というようなエゴがあります。そういうエゴを断固排除しながら農業を守っていくためには、こういう施設をきちっと衛生面でも守り、農家経営が安定をする副業畜産として家畜を飼う、そういう酪農家を育てる。また酪農家はどうしても1年中休むことはありませんので、1年間幾人か酪農家の補助を出して乳搾りをする、また、搾乳をさせる。こういう制度を東京都も含めて市町村がやはり考えていかないと、酪農は育っていきません。

区分は同じですが、特に島しょなどは東京都のご支援がなければ、ほとんど一日として生活ができないような、そういう環境でありますから、東京都のご支援は今後とも一つよろしくお願いをしたいと思っています。

それから、私は今、白石委員の話ではありませんが、東京都の会長として体験農園を推進しております。体験農園をするということは、税金が高いからやはり結局は体験農園をして相続税納税猶予制度に乗っかっていくというのが大きな意味があるわけです。今般、政府は相続税を上げますよと、国民の4%ははっきり申告しておりませんから、今度は8%ぐらいお願いしますよと言っています。一番影響を受けるのは東京都の農家です。ほかは全然関係ありません。全国の農業会議の会合に行っても全く、北海道から沖縄まで全然無関心です。この税の問題について怒りを覚えるのは東京都だけです。こういう点で、私はこの相続税の問題については断じておかしいと思います。今、国際的に相続税を下げろという国が多くなってきたわけでありましたが、日本だけ相続税を上げていく、率まで上げるということでは本当に都民いじめになりますので、私はやはり、今ちょうど国会がもっておりますから通っておりませんけれど、やがて一段落つくと、めどがついてこの相続税の税率がはっきりすると思いますが、はっきりしないうちに私はこの相続税の増額は反対をして農家を守っていききたいなと、こんなふうに考えています。それにはやはり東京都の力添えもいただかないとうまくありません。そういう意味でも東京農業を守っていく。

特に、国際的に見て、ロンドンに行っても、パリに行っても、近郊に農家・農村があるからこそ素晴らしく街が映るわけです。もし東京に農地がなく東京砂漠だったら、東京は本当に寂しい東京になるわけでありますから、今のように東京都では大変農業を重視して

いろいろとご指導していただいておりますが、やはり東京を守るのには相続税納税猶予制度を存置することと、やはり相続税を上げないという、そういうことが現在差し迫った大きな問題だろうと考えますので、その点はこの論議と若干違いますかもしれませんが、ご指導とご支援をお願いを申し上げたいと思います。以上です。

【後藤部会長】 ほかにございますか。どうぞ。

【栗原委員】 すみません、農業者の立場から言わせていただきますと、この1の(1)にほとんどすべて集約されているような感じがします。「大消費地東京の有利性を活かした収益性の高い農業経営の育成」というところです。もちろん市場出荷されている方もいらっしゃると思いますが、この後の第2章の地産地消にもかかわってくるかと思うのですが、ここにあるように、もう限られた農地面積で最大限の収益を上げるためというところに、みんなこのために今農業者も一生懸命やっています。

その後の「新技術の導入」などは、先ほどから少し出ていますが普及指導員等が絡んでくると思います。これに関しても、JAグループとしてずっと普及指導員を増員してほしいということは訴えてきていると思います。また、その後の「施設化などによる生産力の強化」についてですが、パワーアップ事業など東京都に実施していただいているのですが、もう少し使いやすい、導入しやすいような補助事業があったほうが良いと思います。本当に狭い土地を一生懸命ほとんど休ませることなく1年間使い続けて、地元の直売所等に出して都民の皆さまに供給しているというのが現状です。ほとんどの東京の農家がそうだと思います。もちろんこの第1章のほかにもたくさんある項目すべて大事だとは思いますが、この1の1の所にちょっと力を入れていただいて、今後10年の東京農業の強化というところで力を入れていただければありがたいかなと思います。

【後藤部会長】 はい。よろしいですか。ほかにございますか。

【矢野委員】 タイトルの「東京農業の産業力強化」について、先ほどから少しご意見が出ていると思うのですが、果たしてこの産業力強化というタイトルでいいのかどうか。改めてこれからの東京の農業を全体像としてどのようにつくり上げていくかという中に、産業としてもっと進めていくのか、それともある意味でもっと夢のあるものもほしいと思います。もちろん課題を踏まえての言葉は分かるのですが、産業という言葉に集約されない、もっとほかの言葉に変えたほうがいいのではないのでしょうか。ちょっと私は代案が出せないで申し訳ないのですが、この点は全体の論議を全部済ませた後でも結構ですけど、トータルで改めて、これからの東京の農業のパワーアップとして何かもっと適切な言葉を考えたいと思っています。

【中山委員】 すみません、何回も発言して申し訳ございません。

一つは、先ほど波多野委員が言っておられました納税猶予の問題ですが、これはぜひ私も賛同で、この1の4の生産基盤の整備、そういうところで項目を起こして書き加えておいていただきたい。いろいろ対策というものを講じてきていますが、お話のとおり東京以外ではあまり話題にならないけれども、東京にとってみれば伸ばすことよりも何よりも、維持するだけでもそのことがクリアされないと維持できないわけですから、それは書き加えておいていただければと思います。

また、ちょうど大変私の言葉足らずなところをカバーしていただいたようなかたちで、栗原委員にお話ししていただいた普及指導員の問題です。繰り返しになりますから言いませんけれども、ぜひ各論として入れていただくようお願いいたします。

【事務局】 事務局のほうから若干ご説明させていただきたい部分もありますので、発言させていただきます。

まず、今、中山委員の言われた相続税納税猶予。この制度面は今回の答申の中で非常に重要な部分であると思っています。また納税猶予制度の意義だけではなくて、また現行制度の改善という点が非常に重要だろうと思っています。これについては、一つの大きな項目で次回の第3回の農業部会の中で議論していただき、答申の中での大きな柱立てとしてまとめていければと思っていますので、よろしくお願いします。

それともう一つ。さきほど白石委員から農業体験農園、これは経営の一環でやっているということで、第Ⅲ章に出てくるのはちょっと心外ですよというお話がありましたが、われわれは全くそういうふうに考えておりません。実を言うと、1の(1)、また1の(2)、具体的に農業体験農園とは出ておりませんが、やはり「質の高い農業体験施設」とか、また上の「有利性を活かした収益性の高い農業経営の育成」、これについてはかなり農業体験農園が念頭に入っておりまして、そういう認識でわれわれも捉えております。これは農業経営という面が第一に重要で、また後ろについてくる豊かな都民生活という観点からも、やはりその象徴としては農業体験農園が出てくると捉えていたものですから、両方に出てくるということです。

あともう一つ、「産業力の強化」という言葉が先ほどからご議論がありますけれども、これについては検討させていただきますが、ただこれの趣旨は、やはり農業というものの収益性が他産業と比べて低いのです。だからこそ、「産業力強化」という言葉がふさわしいかどうかという点はまた検討させていただきますけれども、農業の収益性をもっともっと上げて、後継者にとっても魅力ある職業だよ、と言えるようにしなければならない、意味としてはそういう意味でございます。以上です。

【後藤部会長】 三つの大きな柱の中で一番大事な柱なので、少し時間を長くにとって議論をしていただきました。私も一言二言、発言させていただきたいと思います。

やはり東京農業というのは一番最初に書いてあるように、それぞれが個性のある農業を行っている、そういう様々な農家が集まっているというのが東京農業の一つの特徴、同じような農家がたくさんいるのではなく、それぞれ個性的な農業を営んでいる農家、それが集まっているのが東京農業というものの一つの特徴であると思います。そのときに、いろいろ個性のある農業をやっているというその農業の中に、白石委員が工夫されてきたように、今まで農業の範疇に考えられていなかったものも取り入れていく経営もあるし、そのほかにも、例えば外国では教育ファームみたいなものも経営の一環になっているわけです。まだ日本ではそこまでいっていないけれども、そういう可能性のある農業というのを工夫していけばまだまだある。そこも含めて、いろいろな工夫をした個性的な農家が集まっているというのが、やはり東京農業の一つの姿なんだということではないかと思っています。

それと同時に、一番最初に議論があった自給的農家の割合も高いのですが、販売農家の中にも販売なしという農家もあって、そういうものを加えると割合として東京農業はやはりかなり高いですね。ただ、今は農家戸数で見ているから相当高いのだけれども、それを面積で見たときにどうなるのかということをもう一度確かめてみなければいけないのだけれども、今までの話で出てきたように少なくともこれだけ貴重な農地を単に自給力というだけでなく、農地として多面的ないろいろな機能を果たす、そういう意味で言うと、「農業力」みたいなものを最大限、今以上に発揮させていくあるいは発揮していく努力というのは、もう一方で東京の農業の中では要求されているのではないかと、必要になっているのではないかと、ということだと思います。やはり、そういうものを「産業力」というふうにくくってしまうと見えなくなってしまう部分があるので、この中に入れるためにどういう工夫をするか、あるいは別のところですかというような問題が指摘されたり議論されて

きたのではないのかなと思います。確かに、例えば耕作放棄地の解消でも、担い手にそれを経営としてきちっとやってもらうかたちで解消する、これは一番大切なわけですけど、そういうかたちだけじゃない耕作放棄地の解消の仕方いろいろ考えていかなければいけない部分があるわけで、「産業力」というかたちでくくったから、そのくくりの中だけで考えていくと見えなくなってくる部分があるのではないかということだと思います。そういうことも含めてこのⅠのところを、いろいろ出された意見を少し考えていただきたいと思っています。

それから、もう一つですが、こういうところでどれだけ細かく書けるかと言う問題はあると思いますが、地域的な違いということも最初に言われました。例えば3の新規参入とか、そのようなことについて書いてある3の(3)の部分では、本当の意味での新規参入を入れて担い手を育てていくということでは、調整区域とか島とか、そういう所がやはり重点になってくるのではないのでしょうか。市街化区域内の農業について言えば、ここで言うボランティアなどによっていかに支えていくかというようなかたちでの問題の提起になるのではないかなと思えるので、地域的にめりはりをつけられるところはそういうふうに書いていただける努力をすると、それを活かしていく上では、もう少し使い勝手のいい計画になるのかなと思います。なかなか細かいところで書くのが難しい面もあると思いますが、そのあたりもできれば少し工夫できるところでは工夫していただきたいのと、Ⅰのところについては思います。

③ 東京農業の振興方向（Ⅱ 都内産農産物の安全・安心の確保と地産地消の推進）についての審議

【後藤部会長】 それでは、2番目の大きな柱にいきたいと思います。2番目の柱、「都内産農産物の安全・安心の確保と地産地消の推進」について少し議論いただきたいと思っています。

【野見山委員】 はい。

【後藤部会長】 はい、お願いします。

【野見山委員】 2点あります。1点目は、地産地消に関してですが、原発事故が起きるまでは地産地消というのは消費者にとっては安全・安心な流通と言われておりましたけど、都内でも非常に放射能に汚染された野菜・農産物が出ています。また今日の新聞に載っていましたが、私が住んでいる府中市の農業高校で生産されたお茶にも基準を超えるものが出た。私の大学の農場でも、基準は超えていませんが、お茶やほかの農産物はそれなりに放射性のセシウムが出ました。つまり、都内全域がそれほどひどく汚染されているとは考えられませんが、やっぱり部分的に非常に高い地域があるということは推測できるわけです。そういうことをしっかり、行政としては土壌を、空間放射線なんて関係なくて、土壌をしっかりと、農地をしっかりとマッピング、検査をして、高い所はしっかりと客土するなり除染するということをやらないと地産地消は進まないと思います。それが1点目。

2点目は、6ページで「東京型有機農業」というのが出ていますが、この意味が分かりません。もう一つ「環境保全型農業推進のための認証制度の創設」とありますが、今更、東京都で環境保全型農業の認証制度をつくってどうするのでしょうかという感じがします。国では環境保全型農業のガイドラインがありますし、さらに上には有機農産物のJAS基準

があって、環境保全型農業の制度をつくることの意味が分かりません。ですからそれが2点目です。以上です。

【後藤部会長】 今のことについては事務局から少し説明をお願いします。

【事務局】 放射能の問題と有機農業の話がありましたが、先に有機農業のほうをお答えさせていただきます。有機 JAS 等は承知しております。「東京型有機農業」という意味は、有機 JAS ではなくても農薬と化学肥料を削減していきましょうということと、農薬と化学肥料を5割削減した特別栽培農産物等も含めて「東京型有機農業」という表記、表し方で推進していきたいという意味です。「有機農業」という言葉が JAS で規定されて以降、JAS の制度に載らないと使用できませんので、広く捉えて「東京型有機農業」という言葉で表現しております。

それから、環境保全型農業の新たな認証制度というのは、国の指針の中のエコファーマーという制度に関連することなのですが、自分の慣行の農業生産方式から2割農薬や化学肥料を削減するとエコファーマーの認証を得られる制度がございます。相対的な基準です。このエコファーマーのマークは全国 J A 中央会が管理していたのですが、それが管理しきれないということで、エコファーマーのマークの管理を各都道府県に権利を委譲するという話が出ています。そういう中で、これは新たな環境保全型農業うんぬんということよりも、今後ともエコファーマーというものを維持していくための制度を作りたいということ、それから先ほど申しました有機とか特別栽培農産物とか、生産情報の公開のための制度とか、いろいろな農業の安全・安心にかかわる制度があり、非常に分かりにくくなってきている。さらに、エコファーマーを国が手放してしまうと、今までエコファーマーとして自分でマークを使っていた農業者がどうしたらいいか分からなくなってしまうということで、そういうものをある程度整理して、制度を再構築しようということで今検討している最中です。そういう意味で新たな認証制度というような言い方をしております。

それから、土壌の放射能の件です。今後、将来的に土壌の放射能検査をしてマッピングしていくということの必要性というのは、問題意識としては持っております。ただ、今私も放射能検査を実施しているわけですが、農地に関して基準がまだ示されていません。農地に関しては、土壌から作物への移行係数しか統一的な基準は示されていません。ですから、われわれとしましては今まずやるべきことは、実際に生産された農産物がどのぐらいの放射性物質を含んでいるか、実際に口にするものがどのぐらいの安全・安心か、危険度があるのかということを中心に検査するということを優先してやっています。今後、土壌が問題になっていくだろうという認識は持っておりますが、基準がないというところで、内部的には検討していますが、正直言うと、どうしようかというところもあるのですけれども、考えているところであります。

【野見山委員】 最初にお答えになった東京型有機農業、5割削減というのは有機農業じゃないですね。

【事務局】 特裁です。

【野見山委員】 だから、それは有機農業という言葉を使うべきではなくて、使うとちょっと恥ずかしいことになります。ですから、もしそういうことを進めようとするならば、「東京型の環境保全型農業」とか、そういったところに「東京」を冠につけたほうがいいと思います。

二つ目の放射能の問題ですけど、国の土壌の基準がないということで都の行政が動かないのではなくて、国より先んじてそういうことをすべきじゃないかと。それをするによって、東京都産の農産物、また地産地消は安全だということを都民に知らしめることに

なと思います。

【事務局】 はい。ご指摘はよく分かります。ご意見として賜ってよく考えていきたいと思えます。

【後藤部会長】 ほかに、このⅡのところについて。はい、お願いします。

【白石委員】 今のお話と関連ですけれど、やっぱり例えば大きなくりのⅠの(2)の頭の所で「モニタリングの強化」という言葉ですけれども、「モニタリング」という言葉自体、今は一般的に放射性物質に関する言葉として使われているわけで、農薬の適正使用に関するモニタリングという言葉は、われわれの耳にはあまりなじんでいないですね。つまり放射性物質関連絡みでモニタリングという言葉は結構最近新しく耳に入っていると思うのですね。モニタリングという言葉の使い方がちょっと問題かもしれません。また、やっぱりここは野見山委員のお話にもあったように、放射性物質を何も語らずに、触れずに、ここで安全を語ることはできないのかなと思います。そこに向かってどういう姿勢を持つていくのかという1行は、状況から言って必要なことではないでしょうか。

もう1点は、全国的に言うと市場流通の中で農産物の安全性というのが、一般的に言うと特別栽培農産物だったり有機農産物だったりエコファーマーだったり、いろいろな認証制度ができていますけれども、例えばエコファーマーも私は受けていますし、特裁農産物の認証も受けています。有機農産物へ向けての転換期間中に有機農産物の認定もすべて体験をしております。あまり東京都内の農家ではないと思います。多くの仲間たちと語ったのは、国にも問題があると思うのですけれど、段階的に計画を立てていかなければいけないという手続きの煩雑さがあります。計画では農薬を減らしていく段階性も具体的に示さなければいけないというのです。しかし、自分たちはもう既に市場流通から10年も20年も離れて、農薬の使用量は、例えば農協からの農薬購入価格で見れば分かりますが、5分の1ぐらいしか農薬を買っていないわけです。ある意味で、散布量がそれに比例しているというふうに考えられるわけです。多くのわれわれの仲間話を聞いても、「いや、市場に出した時はこのぐらい農薬使っていたけど、今、直売になったらこのぐらいしか実際使っていない」という多くの仲間は、やっぱりこれ以上農薬の使用量を段階的に減らせないのでエコファーマーも受けられない、特裁なんてとんでもない、という意見です。特裁なんていうのは東京都内に十数軒ですか。はっきりと数字は分かりませんが、特裁を実際にきちんと受けて農産物を出荷しているのは。何人いますかね。その辺りも含めて、極めて事務的なハードルが高いという点がちょっと気になったのですけれど、それはいかがでしょう。

【後藤部会長】 どうですか。

【事務局】 モニタリングという言葉についてですが、確かに今は放射能の問題が非常にクローズアップされているので、モニタリングというと放射能というのが出てくるのは分かります。ただ、いろんな調査でもモニタリングでサンプルをとってという言葉がありますので、そういう意味でモニタリングという言葉を使っています。放射能について触れる必要があるというご指摘につきましては、事務局のほうで検討させていただきます。

それから、特裁は、22年度の認証実績では80名います。規模としては、農地面積で22.7ヘクタールぐらいはあります。

【白石委員】 実際の出荷量は、もっと少ないわけですね。

【事務局】 実際に出している方は少ないということですね。それはあるかもしれませんが、認証実績としてはそういうことです。

それとすみません、先ほど野見山委員のほうから東京型有機農業の言葉についてご指摘

がありました。検討させていただきたいと思います。それから、お答えするのを忘れていましたが、われわれの認識として JAS で有機農産物というのが規定されておりますので、それは使えないということですが、有機農業という言葉が JAS の中で規定されていないのではないかなと思って、われわれの中の内部的な事業の名称も、環境保全型、特裁も含めて東京型有機農業という表記でずっときていたものでこのように書いてしまっております。今後そういう、間違った認識と捉えられることもありますので、その点については検討させていただきたいと思います。

【後藤部会長】 ほかにはどうでしょう。

【野見山委員】 有機農業推進法では、ちゃんと有機農業の規定をしていると思いますよ。そこには5割削減なんていう話はない。

【後藤部会長】 よろしいですか。どうぞ。

【三宅委員】 東京都のほうに要望をしたいのですが、先ほどから新規参入のことで課長からお話があったように、公共事業が減っている中で土建会社が農業をやった方がいいのではないかなという話がありましたが、現状としては、島では、農業・漁業を行っている人が公共事業に参入してきている状況、そういうことがあります。せっかくここで、地産地消で、島しょ地域から都心部、多摩地域などの東京をエリアとした農作物の地産地消を推進すると書いてあります。島の課題は、一番ネックになるのは運賃の問題です。コストがどうしても掛かるということで、もうけにならない。だから、なかなか農業を行っていても、生活が苦しいということで農業が衰退していくということかなと思いますので、ぜひ引き続き運賃補助の面で拡充をお願いしたいと、それが要望です。よろしく。

【後藤部会長】 どうぞ。

【矢野委員】 地産地消の推進等についてですが、ややもすれば情報発信されることで、受け手の消費者の側は消費するということになるのですが、情報の中身にも関係はしますが、やはり消費者が地産地消とか東京で農業を行えることの意味を理解していかなければいけないと思います。体験することも一つありますけど、まさに一方では頭でも同時に理解をしていかないと、単なる情報ばかりをもらっても地産地消は進まないと思います。もう少し消費者に自らの理解を進めるとか、そういったことを言葉として入れ込んだほうがいいのではないかなと思います。本当は、地産地消だけに限らないことなのかもしれませんが、そう思いました。

【後藤部会長】 ほかにございますか。どうぞ。

【中山委員】 野見山委員からお話があった放射能の問題ですが、数値として出てしまったところについては、土壌洗浄とか、土の取り替えとか、どうしても対策を講じざるを得ないわけです。これをやるかやらないかという問題、農家としては生き延びるためにはやらざるを得ないわけですが、これには大変な費用が掛かります。もし白石委員のお話のように放射能の問題に何か触れるということになったら、モニタリングだけやりますというように受け止められるような書き方ではなくて、予算の裏付けがない段階で明言できないでしょうけれども、モニタリング調査だけではなく、そうした対策というものもきちんとしていくということは、におわしたほうがいいと思います。

もう一つは、2の(1)、ネットワークづくりです。これは非常に大事な視点で、先ほど三宅委員からお話がありましたけれど、具体的にはそういうロジスティックのコストといますか、そういうものが非常に大事だと思います。これもまた予算の裏付けが見えないところで明言はするのは難しいところだとは思いますが、これを解消できれば、ファーマーズレストランにしても食育との連携にしても、いろいろなものがいろいろな所で絡ま

ってくるわけですから、ただ単に様々なシステムを検討するというだけではなく、具体的に前進させていくための手法、こういう方策を講じていくと、もう少し踏み込んだ表現を今後検討する必要があるのではないかと、意見として申し上げさせていただきます。

【後藤部会長】 IIの部分について、他にご意見はございますか。

これは質問なのですが、前回の部会で、農協などで自分たちの作っている農産物についての農薬の使用状況とか、そういう栽培履歴はきちっとつけるように今は全員がなっているのでしょうか？

【野見山委員】 なっています。

【後藤部会長】 なっている。その情報というか、その努力というのはどうやって活かされているのでしょうか？ それだけ努力して全部つけているわけですよね。それはどういうふうに活かされているのですか。

【小坂委員】 活かされていません。活かされていないと思います。活かしてほしいです。やはり、農家は本当に一生懸命農薬を減らしています。私たちもそうですけれども、本当に少しでも農薬を減らそうと思ってやっています。消費者の方にそれを知ってほしいですし、理解をしてほしいです。

これからまたⅢにつながるので、またその時にと思いますけれども、やはり前回の部会で、85%の都民の方が「緑があったほうがいい」、「畑があったほうがいい」、「田んぼがあったほうがいい」と感じているというデータが出ています。「緑があったほうがいい」、「畑があったほうがいい」、「田んぼがあるべきだ」と言いますが、そんなに簡単なものではないですね。農業をやっている者の立場を本当に理解して言っているのでしょうか。そんな人は85%はいないと思います。そこをやはりもっといい方向にしたいだと思います。私はいつも思うのですが、昔からどうしてもしわ寄せが農民にくるのか、農民という立場が一番の底辺にあるような気がしています。第1次産業、「食」ということ、とても大切な仕事をしているのに、常に農民という立場が、常に一番下に置かれているような気がします。どうしてなのでしょう、私は農家に嫁いでから、それをずっと疑問に思っています。これを何とかしないと、やはり日本の農業は根本的に駄目になると思います。ここのところを日本国民で何か考えなければいけないと思います。

さっきの農薬のこともそうです。本当に減らしています。もう極力減らしています。でも、消費者はどうでしょうか。「虫がいます。キャベツに虫が入っていました」、「トマトにこんな大きい青虫がいました。食べられません」。そして畑で消毒すれば、「あ、消毒しないでください」。堆肥をまけば、「堆肥をまかないでください。臭いです」。「でも緑はあったほうがいいです」、「田んぼは欲しいです。でもカエルやヘビがいるから嫌です」。それは少し勝手じゃありませんか。もう少し農業ということを本当に考えるべきところにきているのではないのでしょうか。テレビ等で福島の高農家とかを見ていると、いたたまれないです。それじゃいけないと思います。人間が生きていく上で「食」というのは、やはり一番基本だと思います。

少し話がそれますが、先日ラジオを聞いていたら、野球の解説者に司会者の方が「野球選手に一番大事なことは何ですか」と聞いていました。そしたらその野球解説者の方が、「野球選手にとって大事なことは、よく眠ること、よく食べることです」と答えていました。やはり「食」ってすごく大事、一番大切なんだと思います。野球選手に限らず、人間にとって「食」は、根本的なことだと思います。やはり農業・農民のことをもっともって一般の方も理解するというか、もっと理解してもらえようどうにかしないとダメだと思います。消費者の方は、農業・農民のことを本当は分かっていると思います。失礼し

ました。

【後藤部会長】 ありがとうございました。

【小坂委員】 それからまだあります。先ほどの例えばファーマーズレストランとかお菓子の販売とか、農家の主婦たちも加工とかいろいろと取り組んで活発に行っております。いろんなことをしたいと思っているのですが、保健所の許可というのがうるさくて、お菓子の加工ならお菓子だけです、漬物なら漬物だけです、いろんな手続きも煩雑で、大いにやりたいけどもできないという人も大勢います。やはりその点も、一つの加工場でおまんじゅうも作ったり漬物も作ったりできないのでしょうか？ 余剰野菜の問題、消費者の方から「もったいないから、余剰野菜をどうにかできないか」とよく言われますが、そういったところがややこしくって、なかなかうまくいかないのが現状です。こうした点もっと改善してほしいなと思います。

【後藤部会長】 ありがとうございました。ここにいる大部分は非農家の方なので、いろいろ響くところもあったと思います。

それではⅡの部分については以上でよろしいですか。

④ 東京農業の振興方向（Ⅲ 豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献）についての審議

では、残りの時間はⅢの審議を行いたいと思います。Ⅲ「豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献」、この部分についてお願いいたします。

【白石委員】 よろしいでしょうか。

【後藤部会長】 はい、お願いします。

【白石委員】 今、小坂委員から本音の素晴らしいお話が出てまいりましたけども、やはり都市農業の役割というのは、小坂委員のおっしゃられたようなことをいかに都民に伝えていくかということと同時に、理解を得てもらうのを待つのではなくて、われわれももう少し頑張って努力して、都民を巻き込んでいけるような農業の展開、受け身ではなく攻め込んでいく、われわれも前に出ていくという、両面が必要だと思いますね。

そういう意味で、都市農業、東京の農業というのは極めて特異的な場所にあって、それがとても大事な仕事であって、まさに東日本の大震災を受けて、私たち都市農業者だけではなく、わが国の農業にとってこれからこの国の農業がどうなっていくかということ、農村というところでしっかり生きている皆さんがクローズアップされて、農業の力強さを皆さんが都会でも感じているわけです。

一方で、都市で暮らしていると、これからもしこの東京で大震災が起こったらとんでもないことになるぞ、という危機感を皆さんが持っておられる。やはり砂上の楼閣のような所で生きていて、大地に地を着けてこの国の次の時代のあり方ということを見直す一つのきっかけを今得ているというか、そういう状況にあるのではないかと思います。その中でこの農対審も、ある意味ではそういう視点をどこかに持ちながら、やはり都市農業というのがどうあるべきかということのを積み上げていく必要があると思います。

東京こそがまさに消費者の拠点ですし、すべての情報の7割から8割がこの東京から出て、この国の一つの価値観を支配している。こうした中で、農業をどう捉えていくかというのは、いずれにしても重要な問題であるのかなと感じています。

【小坂委員】 ちょっといいですか。すみません。

今のご意見の中で、農家も受け身であってはいけないという意見もありましたが、農家の人というのは本当に畑だけ、土だけを見ている朴訥な人も多いんです。しゃべるのも苦手だし、それがまた農家の人の良さなんですよ。そういう人たちの気持ちを行政側にもすくい上げていただきたいと思います。

【横張委員】 よろしいですか。

【後藤部会長】 はい。

【横張委員】 あえて反論するわけではないのですが、農家の方のそういう声を的確に都民、都市住民に対して伝えるスポークスマンをきちんと育てることが私は大事だと思います。例えば、私は今日ここに来る前にNHKでちょっと仕事していたのですが、彼らはやはり画（え）一つにものすごくノウハウを持っていて、要するにどういうアングルでどうカメラを動かして、どのような画をどう撮ったら一番メッセージが伝わるのかなということに対してものすごいノウハウを持っているわけです。それによって、いかに情報を的確に視聴者に伝えるのかということにものすごくこだわっているわけです。

そういうやはり配慮というのが、今までの日本というのはあまりにも少なかった。要するに、中身さえよければいづれ分かってもらえとか、誠実ささえ持っていればそれは人に伝わるというところに、はっきり言うと甘えていたんだと思います。やはりそこに対してもっともっと配慮を持って、かつ戦略的にいかに情報を伝えていくのかということに対して配慮をしていただきたいと思うわけです。

例えば私が今おります柏で、キッザニアという子どもの仕事のテーマパークがございます。そこがキッザニア農園というのを始めるんです。それはつまり、子どもたちに農業体験をさせる場所なわけです。それだけ言ってしまえば何でもない、ただの農業体験パークじゃないか、そんなことなんていくらでもやっているよと、言うかもしれませんけど、しかし彼らはものすごいノウハウを持って、子どものそうした農業体験ということに対して非常にショーアップされたものを含めた場をつくらうとしているわけです。それを「商業収入に走ってくだらない」と言ってしまうことも当然できますけど、しかしそういう配慮をするからこそ伝わる情報というのもいっぱいあって、それを私は決して軽視してはならないと思います。

ですから、そのような努力というのは、私は本質を磨くのと同時に、今後、相当程度エネルギーをかけていくべきことではないかと思います。これはたぶん日本文化全体に通じることですけれども、そういうところにエネルギーをかけることというのは、本質を見失ったちゃらちゃらした部分、ちゃらちゃらしたやつのやることだというふうな受け止められ方をしますけど、私は全く反対だと思っています。本質があればこそ、そこに対してきちんとした情報伝達ができるだけのノウハウをストックし、そしてまたお金もかけていくということが必要だろうと思います。

すみません、もう1点。それと関連するのですが、私が知る限り先進国で町の中に農業や農地があるのは恐らく日本だけです。発展途上国はまだあります。しかし、先進国といわれる国の中で、町の中に農地や農業がある、これはたぶん日本だけなんです。そして、そうした町の中に農業・農地があるというのは、特に戦後は「恥ずかしいことだ」とずっと都市計画で言ってきたんですね。「可能な限り町から農地・農場を排除する」と言ってきたのですが、歴史を振り返れば、町の中に農地・農業を開放していた江戸というのが世界最先端の都市だし、また今世界中の都市がもう1回町の中に「農」をとということで必死になって考えているんですよ。ということは、実は結果的かもしれませんが、東京の

町が、町の中に農地・農業を持っているということは、世界の最先端を走っていることなんだというプライド、そしてそれをきちんと伝えるということをぜひとも心掛けていただきたいと思います。

特に今回の震災もそうですけれども、今、世界の町というのは「持続」をさせなければならないのです。それから「レジリエンス」といいますが、「回復力」。それからさらには、それを確保するために、日本語で言ってしまうと「冗長性」という言葉になってしまいますが「リダンダンシー」という、この三つのキーワードの下で新しい都市計画の見方というのを一生懸命模索しているんですよ。そこにまさに農地と農業というのはぴったりはまるので、そういう文脈の中で東京の農業というのはあるんだということを、ぜひともきちんと的確な情報発信の下に伝えていっていただきたいと思います。以上です。

【後藤部会長】 はい、ありがとうございました。

ほかにはいかがですか、Ⅲの部分について。

【波多野委員】 はい。

【後藤部会長】 はい、お願いします。

【波多野委員】 小坂委員のおっしゃるとおりで、佐倉惣五郎（さくらそうごろう）がはりつけになって、日本の農民が七割もらえ、元は四分六です。もう搾取をされて、佐倉惣五郎は命を懸けて、日本の農業を七・三に、農業者が七割を取れるようにした。ですから命懸けでやらないとこれは駄目なのですね。江戸時代は、士農工商で侍・農民・工業・商業というように農民というのはやはり素晴らしいというのが江戸時代の考え方。農地を保存をして、そして今の津波ではありませんが、高い場所に住宅をつくるというのが江戸時代のまちづくり。そういうように江戸時代は非常に、江戸時代のまちづくりは鎌倉幕府をほとんどまねているのです。鎌倉幕府を底辺にして参勤交代も行われているわけです。歴史というものは、必ずいいものを残していく。

ですから私は、今度この震災があって、東京都はいち早く農のあるまちづくりということを各区市町村に言っているわけですから、速やかに区市町村に農のあるまちづくりのマスタープランを作ると同時に、防災用地を農家と提携をして、何らかの保証をしながら、早めに多面的機能を発揮するようなことを、この際いち早く東京は実施していただきたいと思います。

【後藤部会長】 防災について言うと、この（４）のところの書きぶりが、協定を農協と結びましょうという段階にまだとどまっていて、あまり前から変わっていない気がします。もう今みたいな時代では、全体をにらんで、震災が起きたときにここに書いてあるように仮設住宅といったものをどこにつくるべきかとか、その程度ぐらいまで防災機能というものを具体化しておかなければいけない時期になっていると思いますので、もう少し書けるべきところがあれば、進むべき方向をはっきりさせたほうがいいという気がしました。

一応、Ⅲまでご審議いただきましたが、あと残り５分ぐらいありますので、通してもう一度Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの中で言っておきたいということがありましたら、ご意見をいただいて終わりにしたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【白石委員】 ちょっと具体的な話になってしまいますが、このⅠからⅢのすべての方向性を具現化して、それをディスプレイする拠点のようなものをつくることはできないのでしょうか。文字の上で言っているのではなく、例えばどこかの公園の一角とか、そういう所に例えば都市農業のいろいろなことを展示する場所であったり、あるいはその一角に体験農園があったり地産地消レストランがあったり、そういう拠点のようなもの、つまりこれから東京都が行っていく方向性を具体化するような拠点をつくるということは難し

いでしょうか。言葉で論文をまとめて終わってしまうのでしょうか。やはり具体的なセンタのようなものが必要なのではないかなと思います、いかがでしょうか。

【後藤部会長】 はい。何か今の段階でお答えできることがあれば、お答えしてください。

【事務局】 すみません、今の段階でということですが、今、東京都の施策で、「農業・農地を活かしたまちづくり事業」というのを実施しておりまして、六つの市でモデルプランをつくっていただいています。そのプランの中では、こうした要素がかなり、すべてとは言えないかもしれませんが、かなり盛り込まれております。具体的に申しますと、練馬区、国分寺市、それと日野市、西東京市、国立市、立川市の六つの区や市で取り組んでいただいております。東京都の思いとしては、そこで農業・農地を活かしたまちづくりというのはこういうものなんだよという、まさに白石委員さんのおっしゃる具現化したモデル地区として、お願いしているところです。

ただそれに、今回のプランのすべてが盛り込まれるかどうかというのは分かりませんが、もしそれができるとしたら、その六つのモデルの区市しかないと思っております。今後、事業はまとめて入っていきますので、ぜひ区や市ともいろいろ話し合いをし、また協力もいただいて、何とか目に見える形でそうした街をつくりあげられればいいなと思い、都として努力していきたいと思っております。

【後藤部会長】 それについて、どうですか？

【白石委員】 すみません、私もそれにかかわった経験がありますが、分散したのではなくて、例えば三鷹にはジブリの森があるじゃないですか。世界の宮崎駿の世界をあそこに行くと見られるわけです。そのような意味で、都立公園もあるし、東京都の農林水産部も立派な施設をお持ちなようですし、その中から何か有効活用して具体的に出来ることがないのかなとほのかな期待を抱いています。以上です。

【後藤部会長】 はい。矢野委員。

【矢野委員】 9ページの4の「東京農業の情報発信と都民との交流促進」なのですが、私は結構このタイプは、むしろ(3)にある「都民とともにづくり育てる」ということを打ち出したほうが良いのではないかなと思っています。その上で、その具体的手立てが情報発信の充実や交流の活発化ではないでしょうか。(3)で言われる仕組みづくりが、アンケートなどでは、どちらかというと、これは都民にも意見を言う機会があるよ、だけのようになってしまうので、もう少し膨らませる必要があるのではないのでしょうか。

それから今、白石委員が言われた、拠点づくり、こうしたことも都民とともにづくり育てるというくくりで入れれば、もっと具体的な内容が膨らんでくるのではないかなと思います。1ページのところで大きい柱でタイトルが出ていたときに、単なる情報発信と交流ではなくて、やはり都民とともにづくり育てるという、そういう意識がきちんと大きい柱の中に入っていることは、先ほど小坂委員もおっしゃいましたが、やはり消費者がそういう視点を持たない限りは、なかなかいつもいつも受け身に終わってしまうので、そういうこともどうかなと思いました。

【後藤部会長】 はい。どうぞ。

【野見山委員】 今の矢野委員の意見と関連しますが、全体を通してⅠ、Ⅱ、Ⅲという章立てが、学生の論文であれば、「ちょっと古臭い」と私は意見を言うと思います。その副題が、「都民生活に密着した産業、東京農業の新たな展開」なのですね。

そうすると、やはり「産業力の強化」からスタートするのではなく、むしろ3章の「豊かな都民生活と快適な都市環境の積極的貢献」、このタイトルをそのまま活かすかどうかは

別にして、ここからスタートして、「安全・安心」、また「産業力、または自給力、農業力」という辺りにいかないと、従来型の農業プランになるのではないかと、私はそんな気がします。

もう1点。この審議会というのは議事録を作らないのですか。作って公表をしないのでしょうか。？

【後藤部会長】 確かに、一番最初にそのことに触れなかったですね。どうなのでしょう。

【事務局】 当初、その件についてご相談なしでスタートさせてしまいました。ただ、事務局では議事録を作っております。第1回の議事録は既に案ができていますので、これを委員の皆さんに確認していただき、正式な議事録として作り上げたいと思います。その上で、それを公表するかしないかという点については、まだ事務局としても決めかねているところです。

【野見山委員】 公表するときには、この委員の方々の同意が必要だと思いますが、私は積極的に公表したらいいと思います。つまりこれだけの委員の方が、日当をもらって、また都の職員が大勢おられて、この会議の費用、コストは相当なものですよね。やはり議事録を公表することによって、また都民からのフィードバックなどもあるわけですから、それは積極的に公表してほしいと思います。

【矢野委員】 ちょっとよろしいですか。消費者団体ということで、私もいろいろな審議会等に参加させていただいておりますが、審議会によっては部会も公開制としています。そういう意味では、農対審の位置付けが、例えば傍聴もできるのか、そうしたことが少し不明確ですね。改めてそこはぜひ整理をされたうえで、なるべく公開制として、都民が積極的にかかわりながら、都民と一緒に作り上げるという状況をぜひつくっていただきたいと思います。

【後藤部会長】 その点は本当に、私もあまりきちんとしないままスタートさせてしまって申し訳ありません。

【事務局】 それでは、事務局でその点については検討させていただきます。

【後藤部会長】 はい、そうですね。

時間もまいりました。以上でこの素案の審議のほうは、よろしいですか。まだ次回も少しは、別の審議事項がメインとなりますが、検討することはできますので。

それでは、本日も活発なご意見をいろいろいただきまして、ありがとうございました。振興方向の審議はこれで終わりにさせていただきたいと思います。

続いて次第3のその他をお願いいたします。

《 その他 》

【事務局】 今後の日程についてご説明をさせていただきます。お手元に審議スケジュールという資料がございますので、それをご覧ください。

次回につきましては、事前に日程調整をさせていただいておりましたが、その結果9月13日火曜日、午後2時に開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。場所等につきましては、改めてご通知をさせていただきます。

回りの審議内容ですが、先ほども事務局より若干説明させていただきましたが、「農地に関する制度検討」がまず中心で、その後、答申の素案をご提示させていただきます。その

2点につきまして委員の皆様にご議論いただき、その後10月に予定をしております第4回の農業部会において答申の部会案を決定していただければと考えています。

なお、10月の第4回につきましては、後日改めて日程を調整させていただきたいと思っております。

《 閉 会 》

【後藤部会長】 今の点についてよろしいですか。

以上で、今日の第2回の農業部会は終わりにさせていただきたいと思います。どうも長い時間ありがとうございました。